

令和6年(ワ)第9586号 損害賠償請求事件

令和7年(ワ)第616号 新聞販売代金等残金請求反訴事件

本訴原告(反訴被告) ●●●●

本訴被告(反訴原告) 株式会社毎日新聞社

第11準備書面

2026(令和8)年6月23日

大阪地方裁判所 第17民事部3E係 御中

本訴原告(反訴被告) 訴訟代理人

弁護士 江上 武 幸

同 宮地 信太郎

同 毛利 倫

同 青木 歳 男

同 田上 普 一

同 佐藤 潤 一

同 鍋島 典 子

被告準備書面（４）に対する認否および反論

第１ 事案の概要

本件は平成２６年４月から令和５年１１月までの間、被告の発行する毎日新聞の販売店（３店舗）を運営してきた原告が、被告がその優越的地位を利用して原告に対して新聞販売店（以下単に「販売店」という。）の経営に真に必要なとする部数を超える新聞を供給するなどしたため販売店を閉業せざるを得なくなり被告に預託していた信認金６２３万３９５８円と販売店（３店舗）の経営譲渡代金１０３３万０３９８円の支払いと押し紙の仕入代金１億６４６８万３５３１円の損害賠償請求を求めたのに対し、被告から原告に対し新聞仕入代金等の未払金が８３７９万３７５５円あるとして前記信認金と販売店譲渡代金とをその支払いに充当し残金４２３８万９７９７円の支払いを求める反訴を提起した事案である。

第２ 争点

本件の争点は大きく以下の二つである。

- 1 被告が自己の地位が原告に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、原告に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施したか（「押し紙の有無」・独占禁止法第１９条・第２条９項５号ハ「その他」の優越的地位濫用該当性）。
- 2 被告は原告に対し新聞販売代金等未払金８３７９万３７５５円の請求権（乙４）を有するか。

第３ 「新聞業特殊指定」（独占禁止法第２条９項６号）

1 押し紙とは

「押し紙」とは、新聞発行本社が新聞販売業者（主として新聞販売店）に対して、新聞販売店の注文部数を超えて新聞を供給することをいう（甲B13・「一般日刊新聞紙の流通実態等に関する調査報告書」平成7年7月公正取引委員会事務局）。

2 昭和39年告示「新聞業における特定の不公正な取引方法」（甲B3）

「2 新聞の発行を業とする者が、新聞の販売を業とする者に対し、その注文部数を超えて、新聞を供給すること。」

3 「新聞業における特定の不公正な取引方法」実施要綱（甲B4・昭和39年告示に関する実施要綱）

（1）新聞社は、新聞販売業者に対し、その注文部数を超えて、新聞を供給してはならない（第3条1項）

（2）注文部数とは、販売業者が新聞社に注文する部数であって、新聞購読部数（有代）に地区新聞公正取引協議会が定める予備紙等（有代）を加えたものをいう（第3条2項）。

（3）新聞販売業者は新聞社に対し「注文部数」を超えて新聞を注文しないものとする（第3条3項）。

（4）新聞購読部数（有代）とは、戸別配達部数、郵送部数及び即売部数をいう（注1）。

（5）予備紙等（有代）とは、予備紙のほか月末予約紙、月初おどり紙をいう（注2）。

4 「地区新聞公正取引協議会運営細則（モデル）」（甲B5）

予備紙は新聞の購読部数の2%を限度として販売業者が保有するものをいう（第14条③）

5 平成9年12月22日公正取引委員会「勧告書」(甲B7)

公正取引委員会は、株式会社北國新聞社に対し、北國新聞の取引先新聞販売業者に対して北國新聞社の定める取引の目標部数を指示してほぼ目標通りの部数で取引することにより、新聞販売業者が実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等加えた「注文部数」を超えて供給することを取りやめることを勧告した。

公正取引委員会は、この勧告に当たり、〈1〉新聞業においては、販売店が実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数を発行業者に対する「注文部数」としていることや、〈2〉北國新聞社が、北國新聞の発行部数の拡大の観点から、毎月販売店に対し、翌月における北國新聞社との取引の目標部数として注文部数を著しく上回る部数を設定して提示し、ほぼ目標部数どおりの部数で販売店と取引していることといった事実を認定した上で、北國新聞社は、販売店に対し、その注文部数を超えて新聞を供給しており、昭和39年告示に該当する旨判断した。

6 平成9年12月22日公正取引委員会事務総局「新聞業におけるいわゆる押し紙の是正について(要請)(甲B8)

公正取引委員会は北國新聞社の押し紙事件を受けて、日本新聞協会に対し次の内容の要請を行った。

「ついては、貴協会におかれては、傘下会員に対し、各一般日刊新聞発行本社において、取引先新聞販売業者との取引部数の決定方法等について自己点検を行うとともに、取引販売業者に対していやしくも独占禁止法違反行為を行うことがないよう、本件勧告の趣旨の周知徹底を図ることを要請します。」

7 平成11年告示「新聞業における特定の不公正な取引方法」(甲B2)

平成9年の北國新聞社の押し紙排除勧告事件を受けて公正取引委員会は、昭和39年告示2項では発行業者が販売業者に指示して注文部数自体を増やすようにさせた上、その指示した部数を注文させて供給する行為も規制の対象であることが不明確であったことから、平成11年告示3項でそのような問題点を解消して上記行為を明確に禁止の対象とすることにした。なお、その際、昭和39年告示2項の「注文部数」の文言を3項1号本文で「注文した部数」と変更したことから、その解釈を巡って論争があることは裁判所に顕著な事実である。

第4 法定優越的地位濫用

独占禁止法(昭和22年法律第54号・平成21年改正)

1 第19条

「事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。」

2 第2条9項5号

9項 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

5号 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に次のいずれかに該当する行為をすること。

ハ その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること

第5 被告の本件不公正な取引方法

1 注文部数自由増減の権利の無視ないし軽視

公正取引委員会は平成9年の北國新聞社に対する押し紙排除勧告

の発令に合わせて日本新聞協会を通じて加盟新聞各社に対し、「取引先販売業者との取引部数の決定方法等について自己点検を行うこと、取引先新聞販売業者に対していやしくも独占禁止法違反行為をおこなうことがないよう」強く要請した。しかるに、被告は原告ら販売店が経営に必要な部数を自主的に決定し自由に注文することが出来るような具体的方法は何ら講じず放置し、原告ら販売店の注文部数の自由増減の権利を無視ないし軽視している。

2 販売店に対する供給部数は被告が決定している。

被告準備書面（3）添付の「一覧表」の

- (1) 2014年（平成26年）4月の朝刊数2400部が翌5月に500部少ない1900部に減紙されていること
- (2) 2015年（平成27年）6月の朝刊数1925部が7月に645部も多い2570部に増え翌8月に442部少ない2128部に減紙されていること
- (3) 2018年（平成30年）9月の朝刊数4227部が翌10月に361部少ない3866部に減少していること

以上のような部数の変動幅の大きさから販売店への供給部数は事実上被告が決定していたことが推認できる。

3 補助金の額の決定および処理方法について

被告準備書面（3）添付の一覧表によれば、「当月代金」（被告の請求金額）と「支払額」（原告が小切手に記載して支払った金額）の金額の差額（不足額）を補助金で補填する仕組みになっていることが認められる。

例えば、「月代残」が0円の月は不足額と同じ金額が補助されており、補助が0円の月は不足額がそのまま「月代残」に記載されるようになっている。

押し紙の仕入代金が折込広告料と補助金で補填される仕組みになっていることは新聞業界あるいは司法関係者の間では公然の秘密である。押し紙を無くせばそのような問題は解決するが現実には押し紙を新聞社が自主的になくすことは出来ないでいる。

本件でも、原告販売店に押し紙がなければ奨励金とは別に補助金を支払う必要はない。

ちなみに、補助金は現金で支払われるのではなく毎月の新聞販売仕入代金から補助金額を引いた金額を販売店に請求する仕組みになっている。実質的には新聞販売代金の値引きである。被告が値引きとして処理せずに「補助金」として処理しているのは新聞は再販制度の適用を受けており卸し代金の減額（値引き）が出来ないからである。

4 補助金と折込広告収入の相関関係

折込収入が増えれば補助金の金額も少なくすむが、折込収入が減れば押し紙の仕入を無くすか新聞社が補助金の金額を増やすしかない。

2018年（平成30年度）の折込収入は3268万である（甲A24の1）。2019年（平成31年度）は3437万円である（甲A24の2）。ところが新型コロナウイルスが発生した2020年（令和2年度）は2294万円で1000万円以上も減少している。2021年（令和3年度）は2376万円（甲A24の3）で、2022年（令和4年度）は2305万である（甲A24の5）。

なお、新聞広告業界では新型コロナウイルスで一旦離れた新聞広告の需要が戻ってくることはないだろうといわれている。

月代残が増加しているのは被告の補助が支払われなくなったり減額されたことを意味しており被告本体自体の経営が余裕を失ってきていることを示している。

5 まとめ

被告は毎日新聞の公称部数（ABC部数）を維持するために原告に仕入部数の減紙の自由（注文部数自由増減の権利の行使）を認めず押し紙の仕入代金の赤字は補助金で補填することを前提に販売店経営者に必要のない新聞（押し紙）を供給し続けた。

被告は一覧表に記載した補助金額は原告に支払義務のないことを前提に処理しているが、一覧表の補助金額が0円、あるいは一部しか記載されていない分について「月代残」と「取引口残」の覧に記入しその支払い義務があることを前提に認証金や販売店経営譲渡金から回収を図っている。のみならず、被告は8379万3755円の取引口残の未払金額の中から「相当額の譲歩もやむなしと判断し3517万円を控除した」旨主張している（反訴状4頁下から1行目以下）。

被告のこのような押し紙販売政策は、独占禁止法第2条9項5号ハの優越的地位を濫用した「その他の不公正な取引方法」に該当し、平成11年新聞特殊指定第3項1号本部の「押し紙禁止規定」に違反するものである。

独禁法違反の不公正な取引が行われた場合、民法709条不法行為が成立するか否かについては議論があるところではあるが、優越的地位濫用規制に違反する場合は不法行為の成立を認める見解が主流である。

第6 原告の損害と損害賠償請求金額の関係

原告は訴状で主張したとおり別紙記載の販売店経営に真に必要なとする部数を超える新聞（押し紙）の仕入代金相当の損害（1億2167万1988円）を被っている。

しかし、当事者間で無用な争いを避けるため被告準備書面（3）の

一覧表記載の廃業時の取引口残の金額（８５２５万５６５６円）を損害賠償金として請求することにした（令和８年３月１１日付「請求の趣旨変更（減縮）申立書」）。

なお、被告が「補償金」を毎月全額支払っておれば「月代残」は０であり、原告の「当月代金」（仕入代金）も補償金の分だけ少なくなっただけである。そうしておけば原告の所得税青色申告決算書（甲A10の2・11の2・12の2・13の2・14の2・15の2・16の2・17の2・18の2・19の3）の売上原価（仕入金額）もその分減額になっており、売上金額から仕入金額を引いた⑦の差し引き金額とそれから経費を引いた③③の差引金額、ひいては④⑤の所得金額も未払補償金の分だけ増えていた。

原告は補償金という名の新聞卸し代金の減額（値引き）を受けなかったため取引口残記載の金８５２５万５６５６円相当の得べかりし利益の損害を被った。

原告は被告準備書面（３）添付の一覧表が提出されたため被告の法定優越的地位濫用による不公正な取引方法が行われていたことを知り、新聞特殊指定による不法行為ではなく独占禁止法第２条９項５号ハ「その他」の法定優越的地位濫用による不公正な取引方法を原因とする不法行為責任の主張に変更することにした。

以上